3 児童福祉施設事項

3 児童福祉施設事	<u>垻</u>
主眼事項	着 眼 点
第1 適切な入所	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関
者支援の確保	(児童相談所・福祉事務所等)との連絡調整が図られているか。
1 入所者支援	[児童入所施設]
の充実	(1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取
	る仕組みが設けられているか。
	(2) 懲戒に係る権限の濫用及び被措児童等虐待(身体的虐待、
	性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等)防止に向けての取り組
	みが行われているか。
	(3) 個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識
	や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。
	(4) 施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、
	危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができ
	ているか。
	(5) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故
	防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。
	(6) 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指
	導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われ
	ているか。
	(7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係
	機関との連携が適切に行われているか。
	(8) 子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切
	に行われているか。
	[保育所]
	(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられて
	いるか。
	(2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。
	(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に
	関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行
	われているか。
	ア 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されてい
	るか。
	イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が
	作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送
	付が行われているか。

主眼事項	着眼点
	ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように
	努めているか。
	エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施さ
	れているか。
	(4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。
	[共通事項]
	(1) 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われてい
	るか。
	(2) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を
	講じているか。
	(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。
	(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われて
	いるか。
	(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境な
	どについての配慮がされているか。
	(6) 食中毒対策が適切に行われているか。
	(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守さ
	れているか。
	(8) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めると
	ともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。
第2 児童福祉施	措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に
設運営の適正	事務処理され、措置費等が適正に使われているか。
実施の確保	
1 施設の運営	(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われてい
管理体制の確	るか。
並	(2) 会計経理が適切に行われているか。
	ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。
	イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。
	ウ 利用者負担金(職員給食費等=共通事項)・(延長保育、一
	時保育利用料、私的契約児利用料=保育所)が適正な額とな
	っているか。
	エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。
	オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。
	カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。
主眼事項	着 眼 点

2 必要な職員確 保と職員処遇の 充実

- (1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。
- (2) 労働基準法第 24 条・第 36 条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。
- (3) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。
 - ア 職員の計画的な採用に努めているか。
 - イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。

3 防災対策の充 実強化

- (1) 非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、 点検されているか。
- (2) 防犯について配慮されているか。